

ライフステージ対応資金 ステップアップ貸付

1 目的

事業規模の拡大や経営効率の向上を図る計画を有する中小企業者等又は道の経済政策上、特に重点的に取り組む分野における新事業の展開、新技術・新製品の開発、施設や設備の新增設などを行う中小企業者等に対し、事業の推進及び実施に必要な事業資金の融資の円滑化を図ることにより、企業の事業活動の発展に資する。

2 融資対象

次の(1)から(10)のいずれかに該当し、別表1から13に定める取組を行うもの

- (1) 事業拡張による事業規模の拡大や情報化への取組み、設備の近代化による経営の効率化や人手不足対策などを図ろうとする計画（ステップアップ計画）を推進しようとする中小企業者等

【政策サポート】

- (2) **食** 食の高付加価値化に資する新商品や新サービスの提供などの事業化に取り組む中小企業者等（別表1）
- (3) **国際** 新たに海外展開を図ろうとする中小企業者等又は海外展開を拡大しようとする中小企業者等（別表2）
- (4) **環境・エネルギー** 省エネルギー・新エネルギー、環境負荷の低減を図る施設等を導入する中小企業者等又は省エネ・新エネなど環境産業に係る新技術等の事業化を図る中小企業者等（別表3）
- (5) **ものづくり** ものづくりに関し、法令等の認定を受け、新分野進出や新製品の事業化に取り組む中小企業者等又は道外企業との協定に基づく災害時の代替生産などバックアップに資する事業に取り組む中小企業者等（別表4）
- (6) **商業** 法の認定を受けた商店街活性化事業など地域商業の活性化に資する事業に取り組む中小企業者等（別表5）
- (7) **事業活性化**
- ア **経営革新**
法に基づく知事の承認を受けた経営革新計画に係る事業に取り組む中小企業者等（別表6）
- イ **雇用**
新たな雇用を創出する事業、働き方改革の推進及び労働力の確保等に資する環境整備などに取り組む中小企業者等（別表7）
- ウ **生産性向上**
生産性向上に向けた取組を行う中小企業者等（別表8）
- エ **IT活用**
生産性向上、ビジネスモデルの構築や販路の開拓・拡大に向けたITツールの導入を行う中小企業者等（別表9）
- オ **表彰**
表彰を受けた商品や取組の事業化に取り組む中小企業者等（別表10）

【ゼロカーボン】

- (8) ゼロカーボン北海道の実現に関し、「ゼロカーボン・チャレンジャー」に登録した中小企業者等又は北海道地球温暖化防止対策条例に基づく特定事業者である中小企業者等（別表11）

【観光・企業立地】

- (9) **観光** 道内において観光施設の新増設や観光客の受入体制の整備を行うもの（別表12）
- (10) **企業立地** 道内において工場、事業所等の施設の新増設を行うもので、北海道が行う企業立地促進費補助金の対象業種に係るもの等（別表13）

2-2 総則「第4 融資対象」の適用

第4ただし書きによる融資対象の適用の有無については、次のとおりとする。

融資対象区分	第4（融資対象）の適用の有無			備考
	(1) 中小企業者等要件	(2) 許認可要件	(3) 保証対象業種要件	
(1)～(4)	○	○	○	
(5)	○※	○	○	※融資対象（5）（別表4（2）イに限る）については、別表4（2）イにおける計画の認定を受けた特定事業者（ただし、信用保証協会の保証付きの場合は、特定事業者のうち、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第19条1項の規定により中小企業者とみなされた特定事業者）についても対象に含める。
(6)	○	○	○	
(7)	○※	○	○	※融資対象（7）アについては、別表6における計画の認定を受けた特定事業者（ただし、信用保証協会の保証付きの場合は、特定事業者のうち、中小企業等経営強化法第22条1項の規定により中小企業者とみなされた特定事業者）についても対象に含める。
(8)	○	○	○	
(9)	×	○	○	
(10)	×	○	×※	※「植物工場」の新增設を行うものに関し、保証対象業種要件を適用しない

（注）ここにいう特定事業者とは、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第2条4項に規定するもの及び中小企業等経営強化法第2条第5項に規定するものをいう。

3 融資条件

融資条件は次の表のとおりとする。

融資対象区分	(1)	(2)～(7) 政策サポート	(8) ゼロカーボン	(9)・(10) 観光・企業立地
資金使途	事業資金			(9)事業資金 (10)設備資金
融資金額	8,000万円以内	1億円以内		8億円以内 (うち運転資金2億円以内)
融資期間	1年超10年以内 (うち据置1年以内)			運転資金(9)1年超10年以内 設備資金(9)1年超20年以内 (10)1年超15年以内 (うち据置2年以内) (ただし、(9)の運転資金と設備資金の併用の場合は、20年以内)
融資利率	[固定金利] 3年以内 年1.3% 5年以内 年1.5% 7年以内 年1.7% 10年以内 年1.9% [変動金利] 年1.3% (融資期間が3年を超える取扱いの)	[固定金利] 3年以内 年1.1% 5年以内 年1.3% 7年以内 年1.5% 20年以内 年1.7% [変動金利] 年1.1% (融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)		

	(場合に限り)
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによる。
信用保証	必要により信用保証協会の保証に付することがある。

4 融資の申込み

本貸付の融資の申込方法は「あっせん申込み」とし、申込みに必要な書類は、次に掲げる融資対象区分に応じ、それぞれ当該各欄に掲げるとおりとする。

なお、取扱金融機関及び信用保証協会は、融資審査上あるいは保証審査上必要と認める場合には、本要領において定める書類とは別に資料等の提出を求めることができるものとする。

●添付書類

融資対象区分	決算書等 2期分(※)	登記簿謄本 (登記事項証明書)	(設備資金の場合) 見積書又は 契約書	資金使途に係る事業実施 に必要な許認可証の写し	事業計画書	その他必要と認める書類
(1)	○	○	○	○	別紙第2-1号様式	
(2)食	○	○	○	○	別紙第2-2号様式	別表1に定める
(3)国際	○	○	○	○	別紙第2-2号様式	別表2に定める
(4)環境・エネルギー	○	○	○	○	別紙第2-2号様式	別表3に定める
(5)ものづくり	○	○	○	○	別紙第2-2号様式	別表4に定める
(6)商業	○	○	○	○	別紙第2-2号様式	別表5に定める
(7)事業活性化	○	○	○	○	別紙第2-2号様式	別表6～10に定める
(8)ゼロカーボン	○	○	○	○	別紙第2-3号様式	別表11に定める
(9)観光	○	○	○	○	別紙第2-4号様式	
(10)企業立地	○	○	○	○	別紙第2-5号様式	

(※) 2期分の決算又は申告が終了していない者にあつては、提出可能な決算書等（提出可能な決算書等がない場合は不要）及び直近の試算表とする。

5 取扱表示

次の表示を付して取り扱うものとする。

道ステップ ()

(注 (1)は () 不要。(2)～(10)は、() に、「商業」などを記載する。ただし、(7)事業活性化については、「道ステップ (生産性向上)」などとする。)

別表 1 (食)

融資対象	資金使途	添付書類
次のいずれかに該当するもの (1) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)に基づき農商工等連携事業計画の認定を受けた者で計画に基づき事業化に取り組むもの (2) 上記(1)のほか、食料品製造業又は食料品小売業を営む中小企業者等が、食の高付加価値化に資する新商品や新サービスの提供などの事業化(設備投資や生産、販売、販路拡大等)により経営(付加価値額)の向上を図ろうとするもの	当該事業実施に必要な事業資金	(1)については、認定された計画書及び認定書の写し (2)については、売上・経営計画書(別紙第2-6号様式)

別表 2 (国際)

融資対象	資金使途	添付書類
次のいずれかに該当するもの (1) 海外市場へ新たに参入する又は取引拡大を図ろうとするもの (2) 自社の持つ技術や北海道の優位性を海外にPRするなど、海外からの投資促進等に資する取組を行うもの	海外との事業展開に必要な事業資金(販路開拓・拡大などのマーケティング経費や海外プロモーション経費、輸出品生産のための設備導入資金等)	海外展開等計画書(別紙第2-7号様式)

別表 3 (環境・エネルギー)

	融資対象	資金使途	添付書類
1	次のいずれかに該当する施設を導入するもの (1) 省エネルギー施設 北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例に定めるエネルギーを効率的に使用する別表3-1に掲げる施設 (2) 新エネルギー施設 北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例に定める別表3-2の新エネルギーを使用する施設 (3) 環境負荷低減を図る施設で、別表3-3に掲げる次の施設 ア 産業廃棄物処理・運搬施設 イ 特定フロン等の転換、排出抑制、回収施設 ウ 次世代自動車・低公害車及び燃料供給施設 エ 環境負荷低減型生産プロセスへの転換施設	施設等導入に係る事業資金	・施設等の図面 ・1の(1)については、省エネルギー効果が明示された計画書又はパンフレット等 ・1の(3)については、(公財)北海道環境財団の確認書(別紙第2-8号様式)
2	省エネルギーや新エネルギーなど環境産業(※)に関する次のいずれかの新技術・新製品等の事業化に取り組むもの ア 国又は地方公共団体等の補助金等の交付を受けて研究開発したもの	新技術等の事業化に関する事業資金	・アについては、国又は地方公共団体等の補助金等の交付決定書 ・イについては、新製品の新規性に係る意見書(別

イ 技術・ノウハウ面で新規性を有するものとして公設の試験研究機関が認めた事業を行うもの	紙第2-9号様式)
ウ 新エネルギー供給施設（固定価格買取制度に基づく国の認定を受けているものに限る）	・ウについては、固定価格買取制度に基づく国の認定通知書

(※) 環境産業の対象分野

新エネルギー	新エネルギー関連機器等製造業、新エネルギー供給事業など
高断熱・高気密住宅	建築資材・部材製造業など
省エネルギー関連	省エネルギー関連機器等製造業など
次世代自動車関連	自動車部品製造業など
バイオマス	燃料等関連製造業、燃料等製造業など
環境保全	リサイクル製品製造業、環境対応型製品製造業など

別表3-1（エネルギーを効率的に使用する施設）

以下のエネルギーを効率的に使用する施設・設備。	
燃料	原油及び揮発油（ガソリン）、重油、その他石油製品（ナフサ、灯油、軽油、石油アスファルト、石油コークス、石油ガス）、可燃性天然ガス、石炭及びコークス、その他石炭製品（コールタール、コークス炉ガス、高炉ガス、転炉ガス）であって、燃料その他の用途（燃料電池による発電）に供するもの
熱	上記に示す燃料を熱源とする熱（蒸気、温水、冷水等）。（太陽熱及び地熱など、上記の燃料を熱源としない熱のみであることが特定できる場合の熱は対象外）
電気	上記に示す燃料を起源する電気（太陽光発電、風力発電、廃棄物発電など、上記燃料を起源としない電気のみであることが特定できる場合の電気は対象外）

別表3-2（新エネルギーを使用する施設）

以下の新エネルギーを使用する施設・設備（これらに付属する設備を含む）。	
1	太陽電池を利用して発生させる電気
2	風力を利用して得られる電気
3	水力発電設備（出力3万キロワット以下の規模のものに限る。）で発生させる電気
4	雪氷を熱源とする熱
5	バイオマスを利用して得られる燃焼の用に供する物（薪炭及び紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く。）、熱又は電気
6	海水、河川水その他の水を熱源とする熱
7	波力を利用して得られる電気
8	潮汐を利用して得られる電気
9	太陽熱又はこれを利用して発生させる電気
10	地熱又はこれを利用して発生させる電気
11	工場、変電所等から排出される熱その他の排出されている熱を再利用して得られる熱又はこれを変換して得られる電気
12	再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下、この表中では「法」という。）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）を原材料とする燃焼の用に供する物又はこれを燃焼させて得られる熱若しくはこれを変換して得られる電気
13	使用済物品等（法第2条第1項に規定する使用済物品等をいう。）のうち有用なものであって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）を燃焼させて得られる熱又はこれを変換して得られる電気
14	発電と同時に得られる熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用すること。
15	燃料電池を利用して発生させる電気を利用すること。

別表3-3 (環境負荷低減施設)

1	産業廃棄物処理・運搬施設 産業廃棄物を処理する施設(中間処理をする施設を含む。)又は埋立(管理型最終処分場に限る。)するもの、産業廃棄物を収納する容器を搭載した特殊車両(超高压吸引作業車、超強力吸引作業車を除く。)
2	特定フロン等の転換、排出抑制、回収施設 (1) 特定フロン等を洗浄剤又は冷媒として使用している施設から代替物質を使用する施設への転換 (2) 特定フロン等の排出を抑制するための施設の改修 (3) 特定フロン等を回収、保管するための機器・設備 (4) 上記(1)~(3)の施設等に付属する器具、機械、装置及び工作物(ただし、回収した特定フロン等を開放式の装置で洗浄剤として再利用する場合は除く。)
3	次世代自動車、低公害車及び燃料供給施設 (1) 次世代自動車(電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車又はクリーンディーゼル車)の導入 (2) ディーゼル貨物自動車(2.5トン以上)及びバス(定員11人以上)を廃車して、それと同程度かそれ以下の最大積載量又は定員の最新排出ガス規制適合車への買換 (3) 次世代自動車用燃料供給施設(電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車)の燃料充てん設備並びにこれに付属する器具、機械、装置及び工作物)
4	環境負荷低減型生産プロセスへの転換施設 現在稼働している施設を環境負荷低減型設備へ変換するための器具、機械、装置及び工作物

【(公財)北海道環境財団】札幌市中央区北4条西4丁目1 伊藤加藤ビル4階 (TEL 011-218-7811)

別表4 (ものづくり)

融資対象	資金使途	添付書類
次のいずれかに該当するもの		
(1) 北海道産業振興条例に基づき事業計画の認定を受けた者であって、製品開発などにより新分野・新市場進出等を目指す事業を行うもの	認定計画や補助金等により開発した新製品・新技術の事業化に関する事業資金(設備投資や販路拡大経費等)	・ 中小企業競争力強化促進事業における計画書並びに補助決定通知書 ・ 北海道中小企業応援ファンド助成金事業における助成事業計画書並びに助成金交付決定通知書
(2) 次の法律に基づく国等の認定等を受けた計画に係る事業を行うもの ア 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成19年法律第39号)(令和2年10月1日付廃止)※経過措置を受けて事業を行うものに限る。 イ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)		国等の認定等を受けた計画書及び認定書等の写し
(3) 国又は地方公共団体等の補助金等の交付を受けた技術・製品の開発等の事業又は補助金等を受けて開発した技術・製品等を利用した事業を行うもの		補助金等の交付を受けた計画書及び交付決定書の写し

(4) 自ら開発した新製品又は他の者が開発した技術を応用した新製品を生産する事業等で技術・ノウハウ等の面で新規性を有するものとして公設の試験研究機関が認めた事業を行うもの		公設試験研究機関の意見書の写し（別紙第2-9号様式）
(5) 道外企業との協定等による災害時の代替生産など、バックアップに資する事業を行うもの	バックアップ生産を見据え新たに整備する設備資金、バックアップ生産受注に伴い一時的に発生する運転資金	道外企業との協定書等の写し

別表5（商業）

融資対象	資金使途	添付書類
次のいずれかに該当するもの		
(1) 次の法律により認定を受け、その計画に基づく事業を行うもの ア 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」と言う。） イ 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成21年法律第80号）	当該計画に基づく事業の実施に必要な事業資金	活性化計画書の写し
(2) 市町村が認める中心市街地の区域内に新規出店等により商業等を推進する事業に取り組むもの	新規出店等に必要な事業資金	新規出店等に係る確認書（別紙第2-10号様式）
(3) 最近5カ年度以内に道の商業関連補助事業の支援を受けた事業に取り組むもの	事業実施に必要な事業資金	補助金等交付決定書の写し

別表6（事業活性化（経営革新））

融資対象	資金使途	添付書類
中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく知事の承認を受けた経営革新計画に係る事業に取り組むもの	当該計画に基づく事業実施に必要な事業資金	経営革新計画に係る計画書及び承認書の写し

別表7（事業活性化（雇用））

融資対象	資金使途	添付書類
次のいずれかに該当するもの		
(1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）の適用事業主が地域の求職者や学卒未就職者などを一般被保険者として、新たに1人以上雇用し、新規事業を行うもの	事業展開に必要な事業資金	雇用保険の被保険者証（事業主控）や求人票写しなど雇用の増加を確認するために必要な書類
(2) 働き方改革推進のため、次の取組を行うもの ア 「北海道働き方改革推進企業認定制度」に基づく認定を受け、女性や高齢者など多様な人材の活躍の推進や仕事と家庭の両立支援といった就業環境の改善、付加価値や効率性の向上など生産性の向上に取り組むもの イ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和54年法律第98号）に規定する「ユースエール	当該取組に必要な事業資金 若者の職場定着に必要な事業資金	北海道働き方改革推進企業認定証の写し 「ユースエール認定企業」認定通知書の写し

認定企業」として国の認定を受けた企業が若者の職場定着に資する環境整備に取り組むもの		
ウ 北海道保健福祉部が実施する「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受け、障がい者の雇用に資する環境整備に取り組むもの	当該取組に必要な事業資金	障がい者就労支援企業認証書の写し

別表 8 (事業活性化 (生産性向上))

融資対象	資金使途	添付書類
次のいずれかに該当するもの		
(1) 産業競争力強化法に基づく経済産業大臣の認定を受けた「新技術等実証計画」に係る事業に取り組むもの	当該計画に基づく事業の実施に必要な事業資金	国の認定を受けた計画書及び認定書の写し
(2) 中小企業等経営強化法に基づき、経済産業大臣の同意を得た導入促進基本計画を作成した市町村長の認定を受けた「先端設備等導入計画」に係る事業に取り組むもの	当該計画に基づく事業の実施に必要な事業資金	市町村長の認定を受けた計画書及び認定書の写し
(3) 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成20年法律第33号。以下「中小企業労働力確保法」という。）に基づき知事の認定を受けた「雇用管理改善計画」に基づき、労働改善のため次の項目に取り組むもの [職場環境の改善] ①職場環境改善の点で、より性能の優れている設備の導入・拡充 ②空調設備、遮音壁、防振装置、集塵装置等補助的な設備の導入・拡充 ③作業負荷軽減のための設備又は技術の導入 ④職場環境の改善に資する技術開発 [福利厚生施設の充実] 社宅・独身寮、食堂、保健施設、託児施設、研修施設、スポーツ施設、教養文化施設等の福利厚生施設の設置又は整備 [その他の雇用管理の改善] 募集・採用の改善、教育訓練の充実、人事管理制度の見直しなど	当該取組に必要な事業資金	中小企業労働力確保法に基づき認定を受けた雇用管理改善計画書の写し
(4) 「パートナーシップ構築宣言」に登録し、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト(※)において宣言を公表しているもの	・ 価格転嫁等の取引適正化の取組に必要な事業資金 ・ その他、宣言に伴い必要な事業資金	「パートナーシップ構築宣言」の写し

(※)「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト (<https://www.biz-partnership.jp>)

別表 9 (事業活性化 (IT活用))

融資対象	資金使途	添付書類
(1) 業務効率化などによる生産性向上に向けた IT ツール (※1) の導入を行うもの	IT ツールの導入に係る事業資金	

(2) デジタル技術を活用したビジネスモデルの構築や販路の開拓・拡大に向けたITツール（※1）の導入を行うもの		
(3) 「情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）に基づく経済産業大臣の認定（DX認定制度）を受けたもの	情報処理システムの設計 または開発もしくは導入 に必要な事業資金	認定申請書及び認定通知書の写し 情報処理システムの運用及び管理に関する計画書

（※1）ITツール

ITツールとは、情報技術（IT）に関する製品及びサービス（「ハードウェア」、「ソフトウェア」、「クラウドサービス」、「オプション」、「役務」及び「システム開発」など）のことを指す

別表10（事業活性化（表彰））

融資対象	資金使途	添付書類
道の次の表彰等を受けたもの ・新商品トライアル制度 ・北海道新技術・新製品開発賞 ・北海道食品機能性表示制度 ・北のハイグレード食品選定商品 ・北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞	表彰を受けた商品や技術等の事業化に必要な事業資金（設備投資や販路拡大経費等）	表彰等を受けた賞状・認定書等の写し

別表11（ゼロカーボン）

融資対象	資金使途	添付書類
次のいずれかに該当するもの ----- (1) 「ゼロカーボン・チャレンジャー（※1）」に登録したもの ----- (2) 北海道地球温暖化防止対策条例に基づく「事業者温室効果ガス削減等計画書」について、知事への提出を要する特定事業者であるもの ----- (3) 北海道地球温暖化防止対策条例に基づく「事業者排出量簡易報告書」について、知事への提出を行ったもの	脱炭素化の取組に必要な事業資金（※2）	「ゼロカーボン・チャレンジャー宣誓書」の写し ----- ・「事業者温室効果ガス削減等計画書」を提出したものであることが確認できる書類として北海道の発行する受理通知書 ----- ・「事業者温室効果ガス削減計画実績報告書」を提出したものであることが確認できる書類として北海道の発行する受理通知書（※3） ----- 「事業者排出量簡易報告書」を提出したものであることが確認できる書類として北海道の発行する受理通知書

（※1）「ゼロカーボン・チャレンジャー」（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/106794.html>）

（※2）資金使途とする事業資金は、温室効果ガス排出量の削減など脱炭素化の取組を行うにあたって必要となる経費とする。

（※3）初めて「事業者温室効果ガス削減等計画書」を提出した特定事業者であるため、まだ実績報告書の提出義務が生じていない者については提出を要しない。

別表12（観光）

融資対象	資金使途	添付書類
次のいずれかに該当するもの		
(1) 別表 1 2 - 1 に掲げる観光施設の新增設を行うもの（旅館業法、食品衛生法、消防法など関係諸法令の適用を受ける施設については、それら法令で定める基準に適合したものに限る。）	新增設に伴う設備資金並びに新增設に伴い必要な運転資金	
(2) 観光客の受入体制の整備について、以下に該当するもの	受入体制の整備に必要な事業資金	
① W i - F i 環境の整備		
② 多言語標記の案内板の設置		
③ 多言語対応ホームページの新規作成やリニューアル		
④ 外国人観光客対応の人材確保・育成		
⑤ その他観光客の受入体制整備に関するもの		

別表 1 2 - 1（観光施設）

1	宿泊施設	観光旅館・ホテル、民宿、ペンション等
2	温泉保養施設	露天風呂、クアハウス等
3	交通施設	観光貸切バス、遊覧船、ケーブルカー、ロープウェイ、リフト等
4	休憩食事施設	レストラン、ドライブイン、観光会館等
5	観光土産品販売施設	観光物産館、観光土産品店等
6	文化施設	博物館、郷土資料館、植物園、動物園、水族館等
7	展望施設	展望台、展望塔等
8	野外活動施設	スキー場、スケート場、遊園施設、野営場、遊泳場、釣魚施設、船遊施設、乗馬施設等
9	その他	その他観光施設として認められたもの

別表 1 3（企業立地）

融資対象	資金使途	添付書類
次のいずれかに該当するもの		
(1) 次の業種（北海道が行う企業立地促進費補助金の対象業種）に係る事業所の新增設を行うもの（詳細は取扱細目のとおり） 製造業、自然科学研究所（成長産業分野に関連する業種に限る。）、高度物流関連事業（成長産業分野に関連する業種に限る。）、データセンター、IT産業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業）、コールセンター事業、植物工場、新エネルギー関連産業（供給業・製造業）	新增設に係る設備資金	
(2) 本社機能移転を行うもの（詳細は取扱細目のとおり）		

別表 13 (企業立地) 取扱細目

1 融資対象について

- (1) 「成長産業分野に関連する業種」は、次のとおりとする。

自動車関連製造業、宇宙・航空機関連製造業、高機能素材・複合材料関連製造業、電気・電子機器製造業、医薬品製造業、基盤技術産業、食関連産業、新エネルギー関連産業（供給業・製造業）

- (2) 高度物流関連事業（成長産業分野に関連する業種に限る。）の取扱いは、次のとおりとする。

成長産業分野に関連する業種であって、次の要件をいずれも満たす施設を新增設する者（施設を設置する者と操業する者が異なる場合を含む）。

ア 容積が5,000m³以上の一類倉庫、二類倉庫、三類倉庫もしくは貯蔵槽倉庫又は容積が3,000m³以上の冷蔵倉庫（食料品の温度の管理の用に供するものに限る。）を有するもの

イ 自動仕分装置、自動搬送装置、垂直型連続運搬装置、自動化保管装置、電動式密集棚装置、貨物保管場所管理システムなど自動又は遠隔制御を行ういずれかの設備を有するもの

ウ データ交換システムを有するもの（取引先と商取引に関するデータを電子的に交換するもの）

エ 流通加工の用に供する設備を有するもの

オ 太陽光、風力等の再生可能エネルギーによる発電システム若しくは、外気、雪氷、地中熱等の自然エネルギーによる冷暖房システムを有するもの

- (3) データセンターの取扱いは、次の事業を行う事業所等を新增設する者とする。

自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業（これらの事業と一体的に行う事業であって、顧客のためにデータベースの作成若しくは管理その他の情報処理を行う事業又は顧客が行う情報処理に対する支援を行う事業を含む。）

- (4) コールセンター事業の取扱いは、次に掲げる業務に係る事業を行う事業所等を新增設する者とする。

ア 電話その他の情報通信の技術を利用する方法により行う業務であって次に掲げるもの

（ア）商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

（イ）新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務

イ アの業務に付随して行う業務であって、当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務

- (5) 植物工場の取扱いは、次の要件のいずれかを満たす施設とする。

ア 工場と一体的に展開し、養液栽培を行うものであって、熱や電力等の融通により、エネルギーの有効活用を図るもの

イ 実証機能を有し、養液栽培を行うものであって、地中熱や温泉熱等の新エネルギーの活用やコジェネレーション等の先進的な省エネルギー設備を導入するもの

- (6) 新エネルギー関連産業（供給業）の取扱いは、次のとおりとする。

風力、水力、地熱又はバイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）をエネルギー源とした発電事業であって、道内に本店を設置して事業を行うこと

- (7) 新エネルギー関連産業（製造業）の取扱いは、上記(6)に掲げる発電事業の用に供する部品等を製造する事業であって、次の業種のいずれかに該当するものをいう。

発泡・強化プラスチック製品製造業、暖房装置・配管工事用附属品製造業、ボイラ・原動機製造業、一般産業用機械・装置製造業

- (8) 本社機能移転（設備投資を行うものに限る）の取扱いは、次のとおりとする。

道外から道内へ本社機能（本店登記されている住所に設置されている事業所における総務・人事・経理・企画・研究開発部門などの中枢機能）の全部又は一部を移転するため、道内に新たに本社機能を有する事務所又は事業所を設置するものであって、設備投資を行うものに限る。

2 事業所の増設について

増設に伴う投資額が2,500万円以上であって、直接的な製造能力の増加や研究開発機能の拡充が認められる場合に限り融資の対象とする。

3 札幌市内における融資対象の特例について

- (1) 融資対象に掲げる業種のうち、製造業に係る事業所の新增設にあつては、工業団地又は工場適地に限り融資対象とする。
- (2) 新エネルギー関連産業（供給業）は融資対象としない。
- (3) 本社機能移転（設備投資を行うものに限る）は融資対象としない。

ステップアップ貸付の融資に係る事業計画書 (融資対象(1))

年 月 日

1 企業の概要

企業名		代表者	
所在地		電 話	
業 種	資本金	千円	従業員 人 (他パート 人)

2 ステップアップ計画の内容 (計画の目的は、該当する項目を○で囲むこと)

区分	事業規模の拡大	経営の効率化	そ の 他
計 画 の 目 的	①売上高 (完成工事高) の増大 ②製造能力の増大 ③処理能力の増大 ④従業員数の増加 ⑤事業所数の増加	①処理工程の減少 ②納期 (工期) の短縮 ③ I T 化 ④外注費の減少 ⑤人手不足対策	※具体的に記載
具 体 的 方 法			

3 資金計画

設 備 資 金	区 分	内 容 (型式、構造、性能等)	数 量	単 価 千円	金 額 千円
	計				
運 転 資 金	使 途		金 額 千円	備 考	
計					

4 計画による効果

(単位：千円)

	前期(直近の決算)	今 期	翌 期	翌々 期	特記事項
売上高等					
経常利益					
当期利益					
従業員数					

ステップアップ貸付（政策サポート）の融資に係る事業計画書 （融資対象(2)～(7)）

年 月 日

1 企業の概要

企業名	代表者	
所在地	電 話	
業 種	資本金	千円 従業員 人（他パート 人）

2 事業計画

対象区分 該当する 区分を○ で囲む	(2) 食 (3) 国際 (4) 環境・エネルギー (5) ものづくり (6) 商業 ----- (7) 事業活性化 ア 経営革新 イ 雇用 ウ 生産性向上 エ IT活用 オ 表彰				
事業の概要	※(4) 環境・エネルギーのうち、省エネルギー施設を導入する場合は、「○%又は○kW削減見込み」など省エネ効果についても記載すること				
事業開始予定日					
設 備 計 画	工 期				
	建設場所				
	敷地面積				
	建物構造				
	区 分	内 容（型式、構造、性能等）	数 量	単 価 千円	金 額 千円
計					
運 転 資 金 計 画	使 途		金 額 千円	備 考	
	計				
雇 用 計 画	区 分	前期(直近の決算)	今 期	翌 期	翌々期
		従業員数 うち障がい者	従業員数 うち障がい者	従業員数 うち障がい者	従業員数 うち障がい者
	常 用				
	パ ー ト				
計					

(別紙第2-3号様式)

ステップアップ貸付（ゼロカーボン）の融資に係る事業計画書
(融資対象(8) ゼロカーボン)

年 月 日

1 企業の概要

企業名		代表者	
所在地		電 話	
業 種		資本金	千円
		従業員	人 (他パート 人)

2 事業計画

事業の概要	
-------	--

3 資金計画

設 備 資 金	工 期			
	建設場所			
	敷地面積			
	建物構造			
	区 分	内 容 (型式、構造、性能等)	数 量	単 価 千円
運 転 資 金		使 途	金 額 千円	備 考
		計		

ステップアップ貸付（観光・企業立地）の融資に係る事業計画書
 （融資対象(9) 観 光）

年 月 日

企業名		代表者名		連絡先	氏名	
					TEL	
所在地	(本社)	(事業所)		(新增設先)		
設立年月日	年 月 日	資本金	万円		業 種	
設立経過						
事業概要	目的・内容等					
設 備 計 画	区 分	現 況		計 画		
	工 期					
	建設場所					
	敷地面積	m ²		m ²		
	建物構造					
	区 分	内 容（型式、構造、性能、寸法等）		数 量	単 価	金 額
				千円	千円	
	計					
運 転 資 金 計 画	使 途			金 額	備 考	
				千円		
	計					

(注) 建設地が自然公園区域内である場合は、自然公園法に基づく許可書の写しを添付すること。

ステップアップ貸付（観光・企業立地）の融資に係る事業計画書
（融資対象(10) 企業立地）

年 月 日

企業名		代表者名		連絡先	氏名		
					TEL		
所在地	(本社)	(事業所)		(新增設先)			
設立年月日		資本金		業種			
設立経緯							
新增設の目的							
新增設区分	新設	着工予定	年 月 日	操業開始予定	年 月 日		
	増設	新設時（前回増設時）操業開始日		年 月 日			
設備（施設）の概要	区分	現況		計画			
	工期						
	建設場所						
	敷地面積						
	建物構造						
	使用区分						
生産能力							
設備（施設）の所要資金	区分	内容(型式、構造、性能、寸法等)		数量	単価(千円)	金額(千円)	
	計						
生産計画	製品名	現状(最近1年間)		1年次		2年次	
		数量	金額(千円)	数量	金額(千円)	数量	金額(千円)
	計						
雇用計画	区分	従業員数(人)		従業員数(人)		従業員数(人)	
	男						
	女						
	計						

(注) 融資対象(2)の場合、生産計画についての記載は不要。

(別紙第2-6号様式)

ステップアップ貸付（政策サポート）の融資に係る売上・経営計画書
（融資対象(2) 食

年 月 日

企業名		代表者	
所在地		電 話	

(単位：円)

	直近期末	3年後	5年後
売 上 高			
主 な 経 費			
材 料 費			
人 件 費 A			
減価償却費 B			
外 注 費			
販 管 費(A)を除く			
その他費用			
営 業 利 益 C			
付加価値額 D (A+B+C)			

※ 当該融資に係る事業分について、記載すること。

※ 「直近期末<3年後」若しくは「直近期末<5年後」であること。

(別紙第2-7号様式)

ステップアップ貸付（政策サポート）の融資に係る海外展開等計画書
（融資対象(3) 国 際）

年 月 日

企業名		代表者	
所在地		電 話	

融 資 対 象	(1) 海外市場へ新たに参入する又は取引拡大を図ろうとするもの
	(2) 自社の持つ技術や北海道の優位性を海外にPRするなど、海外からの投資促進等に資する取組を行うもの

※どちらかに○を付けてください。

1 融資対象(1)について

海外市場参入等に関する事業の概要			
本事業で取り扱う製品・商品等の概要			
生産（販売）計画	直近期末	翌 期	翌々期
製 品 名	数量又は金額	数量又は金額	数量又は金額

2 融資対象(2)について

海外からの投資促進等に向けた取組内容		
事 業 実 施 スケジュール	年 月	実 施 内 容
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	

ステップアップ貸付（政策サポート）の融資に係る
環境への負荷低減施設等の導入確認書
(融資対象(4) 環境・エネルギー)

企 業 名		代表者名		連絡先	(担当者) 電話
所 在 地				業 種	
計 画 の 概 要					
設 備 の 内 容	名 称	型式、能力等	数 量	金 額	
				千円	
	計				
計 画 実 施 に よ る 環 境 へ の 負 荷 低 減 効 果 (既存設備に比 した効果等)					

(注) 当該設備のパンフレット、仕様書等を添付すること。

本計画で設置される設備が環境への負荷を低減させる施設等に該当することを認めます。

年 月 日

(公財) 北海道環境財団理事長

印

ステップアップ貸付（政策サポート）の融資に係る
新製品等の新規性に係る意見書
(融資対象(4) 環境・エネルギー、(5) ものづくり)

企 業 名		代 表 者 名		連 絡 先	(担当者) 電 話
所 在 地				業 種	
事業の概要					
【意見欄】					

年 月 日

公設試験研究機関の長

印

ステップアップ貸付（政策サポート）の融資に係る
中心市街地への新規出店等に係る確認申請書
(融資対象(6) 商 業)

年 月 日

市町村長 様

申請者
住 所 _____
企業名
代表者名 _____

中小企業総合振興資金「ステップアップ貸付（政策サポート）」の融資を受けるに当たって、以下の新規出店等計画の場所が貴市町村における中心市街地にあることの確認を受けたいので、申請します。

新規出店等の形態 (該当する区分を ○で囲むこと)	①新規出店 ②規模の拡大 ③新分野への進出・新事業展開等
新規出店等の場所	
事業の概要	

(注) 出店場所を示す図面を添付すること。

確 認 書

上記の出店場所について、以下のとおり確認しました。

出店場所は、 ①中心市街地活性化法による認定中心市街地の区域内 ②条例や計画等により中心市街地として位置づけている区域内 (計画等の名称： _____) ③計画等に位置づけていないが、中心市街地として商業集積の促進を図る必要がある区域内 (中心市街地とする理由： _____) に位置しています。
--

※該当する区分を○で囲んだ上で、必要事項を記載すること。

年 月 日

市町村長

印